

保谷苑居宅介護支援事業所運営規程

(指定居宅介護支援事業)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人都心会が開設する保谷苑居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、居宅サービス計画、介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という）を作成し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、包括的かつ効果的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 保谷苑居宅介護支援事業所
- 二 所在地 東京都西東京市栄町3丁目7番13号 第一昭栄ハイツ102号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（主任介護支援専門員と兼務）
管理者は、社会福祉法人都心会の諸規程に従い、事業所の職員及び業務について統括する。
- 二 主任介護支援専門員 1名以上（管理者と兼務）
介護支援専門員 1名以上（常勤専従）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(開所日及び開業時間)

第5条 事務所の開所日及び開業時間は、次のとおりとする。

- 一 開所日 月曜日から土曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 二 開業時間 午前8時45分から午後5時30分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

一 訪問面接、相談

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の自宅等において、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解し易いよう説明を行うとともに、相談に応じるものとする。

二 課題の分析

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して、支援するうえで解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、解決すべき課題を把握するものとする。

三 サービス計画の作成

介護支援専門員は、解決すべき課題に基づき、目標及びその達成時期、また、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成する。

四 居宅サービスの確定

介護支援専門員は、当該地域における指定居宅サービス事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、サービスの選択を求め、サービス計画及びサービス事業者に関し利用者の同意を得たうえで、サービス事業者等との連絡調整を行う。

五 サービス担当者会議の実施

介護支援専門員は、サービス計画原案に基づき、サービス提供担当者を招集し、専門的見地から意見を求める。また、要介護区分の変更、心身等状況の変化に伴い、サービス計画の変更等があった場合、実施する。

六 利用者の状況把握及びサービス実施状況の把握と評価

介護支援専門員は、サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、サービス計画の実施状況を把握するとともに1ヵ月に1回訪問する(介護予防サービス利用者の場合は、少なくとも1ヵ月に1回連絡をする。)ことで利用者の状態、目標の達成等、モニタリングを実施する。また、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整等を行いサービス利用状況等の把握に努める。

(利用料等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による。

2 当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は徴収しない。

3 「居宅介護支援」における契約解除料は、無料とする。

4 次条の通常の事業実施地域を越えて行う指定介護支援等に要した交通費は、その実費を申し受けるものとする。

- 一 通常の事業実施地域は、無料とする。
 - 二 自動車を使用の場合で、通常の事業実施地域を越えている場合は、1km毎に100円とする。
- 5 サービス実施記録の複写物の請求があった場合は、次の額を徴収する。
- 一 複写物1枚につき20円
- 6 上記の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に記名捺印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、西東京市全域、新座市（野寺、栗原）とする。

(個人情報保護)

- 第9条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」等を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得るものとする。
- 3 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持することを雇用契約に明記する。

(苦情処理)

第10条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故等、緊急時における対応、損害賠償)

- 第11条 介護支援専門員は、訪問面接中に、ご利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医等医療機関へ連絡する等必要な措置を講じる。
- 2 前項について、しかるべき対応をした場合には、速やかに管理者に報告しなければならない。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

(その他の運営についての留意事項)

- 第12条 職員の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 二 継続研修 年12回（月1回）
- 2 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人都心会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止のための措置)

第13条 事業者は高齢者の虐待の発生又はその発生を防止するため、虐待防止のための指針を定め、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期開催し、結果を従業員へ周知徹底する。

2 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的で開催する。

3 虐待防止のための措置を講じるため、事業所管理者を担当として配置する。

(ハラスメント対策の強化)

第14条 指定居宅介護支援事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(身体的拘束等の適正化の推進)

第15条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行ってはならない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録しなければならない。

3 「身体的拘束等の適正化のための指針」に基づいて推進を図る。

(事業継続計画)

第16条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従って、必要な措置を講ずるものとする。

一 業務継続計画の策定

二 職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施

三 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年6月1日から施行する。

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月11日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。
この規程は、平成22年4月12日から施行する。
この規程は、平成22年7月1日から施行する。
この規程は、平成22年11月1日から施行する。
この規程は、平成23年9月1日から施行する。
この規程は、平成23年10月1日から施行する。
この規程は、平成23年10月17日から施行する。
この規程は、平成23年12月1日から施行する。
この規程は、平成24年5月15日から施行する。
この規程は、平成24年6月1日から施行する。
この規定は、平成29年10月1日から施行する。
この規定は、平成30年7月1日から施行する。
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年5月1日から施行する。
この規定は、令和6年4月1日から施行する。